

○電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十八年経済産業省令第三十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（用語の意義） 第一条 この省令において使用する用語は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）、熱供給事業法施行令（昭和四十七年政令第四百二十号）及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）において使用する用語の例による。 （みなしガス小売事業者等による供給条件の説明等に関する経過措置） 第二条 電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第 号。次項において「整備等政令」という。）第三十五条第一項の場合におけるガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下「施行規則」という。）第十三条第一項の規定の適用については、同項第一号中「名称及び登録番号」とあるのは、「名称」とする。 2 整備等政令第三十五条第二項の場合における施行規則第十四条第二項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「第二号から第四号までに」とする。 （ガス製造事業の届出） 第三条 改正法附則第十七条第三項の規定による届出をしようと	（用語の意義） 第一条 この省令において使用する用語は、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）、熱供給事業法施行令（昭和四十七年政令第四百二十号）及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）において使用する用語の例による。 （新設） （新設）

する者は、様式第一のガス製造事業届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 改正法附則第十七条第三項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二 その行うガス製造事業以外の事業の概要

3 改正法附則第十七条第四項において準用するガス事業法第八十六条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 ガス製造事業の用に供するガス工作物の概要を記載した書面

二 届出者が連名で届け出た場合にあつては、届出者間の関係を記載した書類

三 主たる技術者の履歴書

四 届出者が法人である場合にあつては、当該届出者の定款及び登記事項証明書

五 届出者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款

六 届出者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者がガス製造事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

(削る)

(託送供給約款制定不要承認の申請)

第一条の二 改正法附則第十八条第一項ただし書の承認を受けようとする一般ガス事業者(同項本文に規定する一般ガス事業者をいう。)は、様式第一の託送供給約款制定不要承認申請書に託送供給約款を定める必要がないことを説明する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(指定旧供給区域等の変更の許可申請)

第四条 改正法附則第二十三条第一項の規定により指定旧供給区域等の変更の許可を受けようとする旧一般ガスみなしガス小売事業者は、様式第二の指定旧供給区域等変更許可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、運転資金の額又は事業収支に及ぼす影響が軽微な場合には、第四号又は第五号の書類を添付することを要しない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 増加し、又は減少する指定旧供給区域等の境界を記載した図面

三 指定旧供給区域等を増加する場合は、増加する区域に対しガスの供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度におけるその区域内の用途別の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類

四 指定旧供給区域等を増加する場合は、運転資金の額及び調達方法並びに借入金返済計画を記載した書類

五 指定旧供給区域等を増加する場合は、増加する区域に対しガスの供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三の収支見積書

六 指定旧供給区域等の増加に伴い、他からガスの供給を受ける契約を新たに締結し、又は変更する場合は、その供給をする者との契約書の写し

(指定旧供給区域等小売供給約款において定めるべき事項)

第五条 改正法附則第二十四条第一項の指定旧供給区域等小売供給約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 適用区域及び適用地点

(新設)

(新設)

二	料金
三	導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法
四	前二号に掲げるもののほか、ガスの使用者が負担すべきものがあるときは、その事項及び金額又は金額の決定の方法
五	ガス使用量の計測方法及び料金その他のガスの使用者が負担すべきものの徴収の方法
六	ガスの使用者に供給するガスの熱量の最低値及びガス事業法第十八条の規定により測定するガスの熱量の毎月の算術平均値の最低値
七	ガス栓の出口におけるガスの圧力の最高値及び最低値
八	ガスの使用者に供給するガスの最高燃焼速度、最低燃焼速度、最高ウオツベ指数及び最低ウオツベ指数（施行規則第十条第一項第三号に規定する場合に限る。）
九	契約の申込みの方法及び解除に関する事項
十	導管、器具、機械その他の設備に関する一般ガス導管事業者、旧一般ガスみなしガス小売事業者及びガスの使用者の保安上の責任に関する事項
十一	供給の停止又は使用の廃止に関する事項
十二	前各号に掲げるもののほか、旧一般ガスみなしガス小売事業者及びガスの使用者の責任に関する事項その他ガスの供給条件に関する事項があるときは、その事項
十三	有効期間を定めるときは、その期間
十四	実施期日
（指定旧供給区域等小売供給約款の認可の申請等）	
第六条	改正法附則第二十四条第一項の規定により指定旧供給区域等小売供給約款の設定の認可を受けようとする旧一般ガスみ

（新設）

なしガス小売事業者は、様式第四の指定旧供給区域等小売供給約款設定認可申請書に、当該指定旧供給区域等小売供給約款の案及び次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第 号。以下「旧一般ガス料金算定規則」という。）の規定に基づいて作成した同令様式第一から第四まで、様式第五第一表、第二表、第二表補足及び第三表から第五表補足まで（同令第十二条に規定する事業者にあつては、第三表、第四表、第六表及び第六表補足）、様式第六並びに様式第十二の書類

二 旧一般ガス料金算定規則第二十八条の規定により同令第九条から第十四条までの規定とは異なる算定方法を定める旧一般ガスみなしガス小売事業者にあつては、同令の規定に基づいて作成した同令様式第十四の書類

三 ガスの使用者の負担となるべき金額（料金を除く。）の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

2 |

改正法附則第二十四条第一項の規定により指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可を受けようとする旧一般ガスみなしガス小売事業者は、様式第五の指定旧供給区域等小売供給約款変更認可申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の指定旧供給区域等小売供給約款

三 前条第二号の事項の変更（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）又はその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「消費税等相当額

のみの変更」という。）を除く。）をしようとするときは、次に掲げる書類

イ 旧一般ガス料金算定規則第十五条第一項の事業者にあつては、同令の規定に基づいて作成した同令様式第六、様式第七及び様式第十二の書類

ロ 旧一般ガス料金算定規則第十六条第一項又は第十七条第一項の事業者にあつては、同令の規定に基づいて作成した同令様式第六及び様式第八若しくは様式第九の書類

ハ 旧一般ガス料金算定規則第二十七条第一項の事業者にあつては、同令の規定に基づいて作成した同令様式第十三の書類

ニ イからハまでに規定する場合以外の場合には、前項第一号及び第二号に規定する書類。ただし、旧一般ガスみなしガス小売事業者が、旧一般ガス料金算定規則第二十五条第一項の規定により指定旧供給区域等小売供給約款における指定旧供給区域等小売供給約款料金の調整に係る規定を変更することを理由として指定旧供給区域等小売供給約款の変更をする場合であつて、いずれのガスの使用者の支払うべき料金も増加しないと見込まれるときは、旧一般ガス料金算定規則様式第二第二表、様式第三第二表及び様式第四第二表は提出することを要しない。

四 前条第三号又は第四号の事項の変更をしようとするときは、ガスの使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

3 経済産業大臣は、第一項第二号に掲げる書類を公表しなければならぬ。

（意見の聴取）

第七条 改正法附則第二十二條第四項の規定によりなおその効力

を有するものとして読み替えて適用される改正法第五條の規定による改正前のガス事業法第五十條第一項の意見の聴取は、経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長又はそれらの指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

2 経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の内容を審査請求人に対し通知しなければならない。

3 利害関係人（参加人を除く。）又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十四日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係があることを疎明する事実を記載した文書によりその旨を経済産業大臣（経済産業局長又は産業保安監督部長が開こうとする意見聴取会に係る場合は、その意見聴取会を開こうとする経済産業局長又は産業保安監督部長）に届け出なければならない。

4 経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。

6 意見聴取会においては、審査請求人、参加人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び前項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べる
ことができない。

7 意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はその

（新設）

代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

8 意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもって前項の規定による陳述に代えることができる。

9 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。

10 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

11 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の旧認可供給条件の承認)
第八条 改正法附則第二十五条の承認を受けようとする旧一般ガスみなしガス小売事業者は、様式第六の旧認可供給条件承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 改正法附則第二十二條第一項第一号ハに規定する旧認可供給条件による供給を必要とする理由を記載した書類

二 料金又はガスの使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、料金の算出の根拠又はガスの使用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

(新設)

(指定旧供給区域等小売供給約款の公表)

第九条 改正法附則第二十六条第三項の規定による指定旧供給区域等小売供給約款の公表は、同条第一項の認可を受けた日以後遅滞なく、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

(新設)

(公聴会)

第十条 経済産業大臣は、改正法附則第二十七条の規定により公聴会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を告示しなければならない。

(新設)

2 公聴会は、経済産業大臣若しくは経済産業局長又はその指名する職員が議長として主宰する。

3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の十四日前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を経済産業大臣（経済産業局長が開こうとする公聴会に係る場合は、その公聴会を開こうとする経済産業局長）に届け出なければならない。

4 経済産業大臣又は経済産業局長は、前項の規定による届出をした者のうちから、公聴会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣又は経済産業局長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に公聴会に出席を求めることができる。

6 公聴会においては、第四項の規定による指定を受けた者又は前項の規定により公聴会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べるできない。

7 第四項の規定による指定を受けた者又は第五項の規定により公聴会に出席を求められた者は、病気その他の事故により公聴会に出席することができないときは、意見を記載した書類を議長に提出することができる。

8 公聴会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は公聴会に出席している者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

9 議長は、公聴会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により公聴会に出席を求められた者に通知しなければならない。

(指定旧供給地点の変更の許可申請)

第十一条 改正法附則第二十九条第一項の規定により指定旧供給地点の変更の許可を受けようとする旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、様式第七の指定旧供給地点変更許可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、指定旧供給地点の分割又は統合による供給地点数の増加又は減少であつてその増加又は減少の数が七十未満である場合には第三号から第六号までの書類を、運転資金の額又は事業収支に及ぼす影響が軽微な場合には第四号又は第五号の書類を、それぞれ添付することを要しない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 増加し、又は減少する指定旧供給地点の位置を記載した図

(新設)

面

三 指定旧供給地点を増加する場合は、増加する指定旧供給地点に対しガスの供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度におけるその指定旧供給地点の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類

四 指定旧供給地点を増加する場合は、運転資金の額及び調達方法並びに借入金返済計画を記載した書類

五 指定旧供給地点を増加する場合は、増加する指定旧供給地点に対しガスの供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第八の収支見積書

六 指定旧供給地点を増加する場合は、指定旧供給地点小売供給を営むことに関する指定旧供給地点における供給の相手方との契約書の写し

(指定旧供給地点小売供給約款において定めるべき事項)

第十二条 改正法附則第三十条第一項の指定旧供給地点小売供給約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 適用地点

二 料金

三 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法

四 前二号に掲げるもののほか、ガスの使用者が負担すべきものがあるときは、その事項及び金額又は金額の決定の方法

五 ガス使用量の計測方法及び料金その他のガスの使用者が負担すべきものの徴収の方法

六 ガスの使用者に供給するガスの成分に関する事項

七 ガス栓の出口におけるガスの圧力の最高値及び最低値
八 契約の申込みの方法及び解除に関する事項

(新設)

九 導管、器具、機械その他の設備に関する旧簡易ガスみなしガス小売事業者及びガスの使用者の保安上の責任に関する事項

十 供給の停止又は使用の廃止に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、旧簡易ガスみなしガス小売事業者及びガスの使用者の責任に関する事項その他ガスの供給条件に関する事項があるときは、その事項

十二 実施期日

(指定旧供給地点小売供給約款の認可の申請)

第十三条 改正法附則第三十条第一項の規定により指定旧供給地点小売供給約款の設定の認可を受けようとする旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、様式第九の指定旧供給地点小売供給約款設定認可申請書に、指定旧供給地点小売供給約款の案及び次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則(平成二十九年経済産業省令第 号。

以下「旧簡易ガス料金算定規則」という。)の規定に基づいて作成した同令様式第一及び様式第二の書類

二 ガスの使用者の負担となるべき金額(料金を除く。)の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

2 改正法附則第三十条第一項の規定により指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可を受けようとする旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、様式第十の指定旧供給地点小売供給約款変更認可申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の指定旧供給

(新設)

地点小売供給約款

三 前条第二号の事項の変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするときは、旧簡易ガス料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第一及び様式第二の書類

四 前条第三号又は第四号の事項の変更をしようとするときは、ガスの使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

（意見の聴取）

第十四条 第七条の規定は、改正法附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第五条の規定による改正前のガス事業法第五十条による意見の聴取を行おうとする場合に準用する。

（旧簡易ガスみなしガス小売事業者の旧認可供給条件の承認）

第十五条 改正法附則第三十一条の承認を受けようとする旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、様式第十一の旧認可供給条件承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 改正法附則第二十八条第一項第一号ハに規定する旧認可供給条件による供給を必要とする理由を記載した書類

二 料金又はガスの使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、料金の算出の根拠又はガスの使用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

（指定旧供給地点小売供給約款の公表）

第十六条 改正法附則第三十二条第三項の規定による指定旧供給

（新設）

（新設）

（新設）

地点小売供給約款の公表は、同条第一項本文の認可を受けた日以後遅滞なく、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

(みなしガス小売事業者に対する立入検査の身分証明書)

第十七条 改正法附則第三十四条第三項の証明書は、様式第十二によるものとする。

(聴聞)

第十八条 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知は、聴聞を行うべき期日の二十一日前までに行わなければならない。

2 第十条第四項の規定は、聴聞に準用する。この場合において、「前項の規定による届出」とあるのは、「行政手続法第十七条第一項の許可の申請」と読み替えるものとする。

(消費税等相当額の表示に係る手続の特例)

第十九条 第六条及び第十三条の規定に基づき申請書を提出しようとする場合であつて、消費税等相当額を含めた料金の表示をしようとするとき及び消費税等相当額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出しなければならない。

第二十条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第二十一条 (略)

(指定旧供給区域の変更)

第二十一条 改正法附則第五十一条第一項の規定により、指定旧供給区域の変更の許可を受けようとするみなし熱供給事業者は、様式第十三の指定旧供給区域変更許可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第五号、第六号及び第八号に掲げる書類は、工事費、設備資金及び運転資金の額又は事業収支に及ぼす影響が軽微な場合には、添付することを要しない。

一 四 (略)

五 指定旧供給区域を増加する場合にあつては、様式第十四の指定旧供給区域工事費概算書

六 指定旧供給区域を増加する場合にあつては、増加する区域において指定旧供給区域熱供給を開始する日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第十五の指定旧供給区域収支見積書

七・八 (略)

第二十二条 (略)

第二十三条 改正法附則第五十二条第一項の規定により、指定旧供給区域熱供給規程の設定の認可を受けようとするみなし熱供給事業者は、様式第十六の指定旧供給区域熱供給規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 指定旧供給区域熱供給規程の実施の日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第十五の指定旧供給区域収支見積書

(指定旧供給区域の変更)

第三条 改正法附則第五十一条第一項の規定により、指定旧供給区域の変更の許可を受けようとする者は、様式第一の指定旧供給区域変更許可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第五号、第六号及び第八号に掲げる書類は、工事費、設備資金及び運転資金の額又は事業収支に及ぼす影響が軽微な場合には、添付することを要しない。

一 四 (略)

五 指定旧供給区域を増加する場合にあつては、様式第二の指定旧供給区域工事費概算書

六 指定旧供給区域を増加する場合にあつては、増加する区域において指定旧供給区域熱供給を開始する日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第三の指定旧供給区域収支見積書

七・八 (略)

第四条 (略)

第五条 改正法附則第五十二条第一項の規定により、指定旧供給区域熱供給規程の設定の認可を受けようとする者は、様式第四の指定旧供給区域熱供給規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 指定旧供給区域熱供給規程の実施の日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第三の指定旧供給区域収支見積書

書

2 改正法附則第五十二条第一項の規定により、指定旧供給区域熱供給規程の変更の認可を受けようとするみなし熱供給事業者は、様式第十七の指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第三号ロに掲げる書類は、事業収支に及ぼす影響が軽微な場合には、添付することを要しない。

一・二 (略)

三 その申請が前条第二号から第四号までに掲げる事項の変更に係るものである場合にあっては、次に掲げる書類

イ (略)

ロ 変更後の指定旧供給区域熱供給規程の実施の日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第十五の指定旧供給区域収支見積書

第二十四条 (略)

第二十五条 改正法附則第五十二条第四項の届出を行おうとするみなし熱供給事業者は、様式第十八の指定旧供給区域熱供給規程変更届出書に変更後の指定旧供給区域熱供給規程を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

(みなし熱供給事業者の旧認可供給条件に関する経過措置)

第二十六条 改正法附則第五十三条の承認を受けようとするみなし熱供給事業者は、様式第十九の旧認可供給条件承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

2 改正法附則第五十二条第一項の規定により、指定旧供給区域熱供給規程の変更の認可を受けようとする者は、様式第五の指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第三号ロに掲げる書類は、事業収支に及ぼす影響が軽微な場合には、添付することを要しない。

一・二 (略)

三 その申請が前条第二号から第四号までに掲げる事項の変更に係るものである場合にあっては、次に掲げる書類

イ (略)

ロ 変更後の指定旧供給区域熱供給規程の実施の日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第三の指定旧供給区域収支見積書

第六条 (略)

第七条 改正法附則第五十二条第四項の届出を行おうとする者は、様式第六の指定旧供給区域熱供給規程変更届出書に変更後の指定旧供給区域熱供給規程を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

(みなし熱供給事業者の旧認可供給条件に関する経過措置)

第八条 改正法附則第五十三条の規定により旧認可供給条件の承認を受けようとする者は、様式第七の旧認可供給条件承認申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 その申請が第二十二條第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては、これらの事項に関する説明書

(みなし熱供給事業者に対する立入検査の身分証明書)

第二十七條 改正法附則第五十六條第二項の証明書は、様式第二十によるものとする。

附 則

第二條 みなし熱供給事業者については、熱供給事業法施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年經濟産業省令第三十二号)による改正前の熱供給事業法施行規則(以下この項において「旧施行規則」という。)第五條、第十條から第十四條まで、第十八條、第十九條、第三十一條の表(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第三十五條、様式第五、様式第九から様式第十二まで、様式第十七及び様式第十八の規定は、みなし熱供給事業者が改正法附則第五十條第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2 | 旧一般ガスみなしガス小売事業者については、ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十九年經濟産業省令第号)による改正前のガス事業法施行規則(以下この項及び次項において「旧施行規則」という。)第七條、第十二條から第

二 その申請が第四條第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては、これらの事項に関する説明書

(みなし熱供給事業者に対する立入検査の身分証明書)

第九條 改正法附則第五十六條第二項の証明書は、様式第八によるものとする。

第二條 みなし熱供給事業者については、熱供給事業法施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年經濟産業省令第三十二号)による改正前の熱供給事業法施行規則(以下「旧施行規則」という。)第五條、第十條から第十四條まで、第十八條、第十九條、第三十一條の表(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第三十五條、様式第五、様式第九から様式第十二まで、様式第十七及び様式第十八の規定は、みなし熱供給事業者が改正法附則第五十條第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(新設)

十七条まで、第十九条の二から第十九条の三の三まで、第二十条、第二百一十一条、様式第三、様式第四、様式第八から様式第十二まで、様式第十四の二、様式第十四の二の二及び様式第十五の規定は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が改正法附則第二十二条第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七條の見出し	事業開始	指定旧供給区域等小売供給開始
第七條	法	電氣事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）附則第二十二條第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第五條の規定による改正前のガス事業法（以下「法」という。）
第十二條の見出し	事業開始届出書 供給区域等	指定旧供給区域等小売供給開始届出書 指定旧供給区域等

	第十二条	第十三条の見出し	第十三条	第十三条第三号	
事業開始	法第八条第三項において準用する法第七条第四項	事業	事業譲渡譲受認可申請書	事業の事業に	供給区域の境界及び供給地点群の位置を明示した国土交通省国土
指定旧供給区域等小売供給開始	改正法附則第二十三条第六項	指定旧供給区域等小売供給	指定旧供給区域等小売供給譲渡譲受認可申請書	指定旧供給区域等小売供給の指定旧供給区域等小売供給に	当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る改正法第五条の規定による改正前のガス事業法第六条第二項第三号の供給区域（以下「供給区域」という。）の境界

第十四条		第十三条第八号		第十三条第六号及び第七号	
分割認可申請書	合併認可申請書	第六条第二項第十二号又は第十三号		事業の	理院の発行に係る縮尺に五万分の一の地形図並びに供給地群ごとにその供給地点の位置
指定旧供給区域等小売供給分割認可申請書	指定旧供給区域等小売供給合併認可申請書	ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第 号）による改正前のガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下「旧施行規則」という。） 第六条第二項第十二号又は第十三号		指定旧供給区域等小売供給の	

第十五条の見	第十四条第八号	第十四条第五号	第十四条第三号			
地位	業一般ガス事業	事業の	供給区域の境界及び供給地点群の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺に五万分の一の地形図並びに供給地点群ごとにその供給地点の位置	事業に	事業の	
旧一般ガスみなしガス小売	指定旧供給区域等小売供給	の指定旧供給区域等小売供給	供給区域の境界	に指定旧供給区域等小売供給	の指定旧供給区域等小売供給	

第十六条第二号			第十六条		第十六条の見出し	第十五条	出し
事業に	事業の	事業の	次の書類	事業休止（廃止）許可申請書	事業	許可事業承継届出書を	
供給区域の境界	に指定旧供給区域等小売供給	の指定旧供給区域等小売供給	次の書類（指定旧供給区域等小売供給の全部を休止し、又は廃止する場合は、第一号の書類に限る。）	指定旧供給区域等小売供給休止（廃止）許可申請書	指定旧供給区域等小売供給	指定旧供給区域等小売供給承継届出書に指定旧供給区域等小売供給の相続があつたことを証する書類を添えて	事業者の地位

第十九条の二			第十六条第三号	第十六条第三号及び第四号	
同条第四項	供給約款	同条第一項	事業に	事業の	境界及び供給地点群の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺に係る縮尺の地形図並びに供給地点群ごとにその供給地点の位置
法第十七条第四項	約款 指定旧供給区域等小売供給	改正法附則第二十四条第一項	に 指定旧供給区域等小売供給	の 指定旧供給区域等小売供給	

第十九条の二 第四号		第十九条の二 第一号
法第八条第一項	変更（供給するガスの熱量の変更（ガス用品の技術上の基準等に関する省令別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる一三A及び一三A以外の二A又は一三Aへは一二Aへの変更）にかかる費用を原価に計上し又は除去する場合を除く。）	供給約款
改正法附則第二十三条第一項	変更	指定旧供給区域等小売供給約款

第十九条の三	
第十八条第	
経過措置省令第五条第二号	「一般ガス料金算定規則」という。）第二十條に規定する事業者にあつては、同令の規定に基づいて作成した同令様式第六、様式第十第一表及び様式第十二の書類 ロ 旧一般ガス料金算定規則第二十一條に規定する事業者にあつては、同令の規定に基づいて作成した同令様式第一、様式第二第一表、様式第三第一表、様式第四第一表、様式第五第一表、第二表、第二表補足及び第三表から第五表補足まで（同令第十二條に規定する事業者にあつては、第三表、第四表、第六表及び第六表補足）、様式第六、様式第十第二表並びに様式第十二の書類

第四号		第十九条の三 第五号		第十九条の三 の二		第十九条の三 の三		第十九条の三 の三第二号		第十九条の三 の三第三号	
二 号	一般ガス料 金算定規則 第二十一条 に規定する 書類	第十八条第 三号	一般ガス事 業	供給約款	供給約款	供給約款	供給約款	第十八条第 二号	一般ガス料 金算定規則	一般ガス料 金算定規則	一般ガス料 金算定規則
	旧一般ガス料金算定規則の 規定に基づいて作成した同 令様式第六及び様式第十一 の書類	経過措置省令第五条第三号	指定旧供給区域等小売供給	指定旧供給区域等小売供給 約款	指定旧供給区域等小売供給 約款	指定旧供給区域等小売供給 約款	指定旧供給区域等小売供給 約款	経過措置省令第五条第二号	旧一般ガス料金算定規則の 規定に基づいて作成した同		

様式第十一	様式第十の二	様式第十	様式第九	様式第八	様式第四	
事業休止（廃止）許可申請書	許可事業承継届出書	分割認可申請書	合併認可申請書	事業譲渡譲受認可申請書	事業開始届出書	第八十六条、第八十六条の三、第八十六条の三、第八十六条の五及び第八十七条
指定旧供給区域等小売供給休止（廃止）許可申請書	指定旧供給区域等小売供給承継届出書	指定旧供給区域等小売供給分割認可申請書	指定旧供給区域等小売供給合併認可申請書	指定旧供給区域等小売供給譲渡譲受認可申請書	指定旧供給区域等小売供給開始届出書	

様式第十四の二	供給約款変更届出書	指定旧供給区域等小売供給約款変更届出書
様式第十四の二の二	供給約款変更届出書	指定旧供給区域等小売供給約款変更届出書

3

旧簡易ガスみなしガス小売事業者については、旧施行規則第七十五条、第八十条から第八十四条まで、第八十六条の二から第八十六条の三の三まで、第八十七条、第二百十一条、様式第四、様式第九から第十の二まで、様式第十二、様式第十四の二、様式第十四の二の二、様式第四十三及び様式第四十六から様式第四十七の二までの規定は、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が改正法附則第二十八条第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十五条の見出し	事業開始	指定旧供給地点小売供給開始
第七十五条	第七条	ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第 号）による改正前のガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号

（新設）

第八十条		第八十条の見出し			
項において 第八十三条	法第三十七 条の七第一 項において 準用する法	第七條	事業開始	供給地点等	法
項	改正法附則第二十九条第六	旧施行規則第七條	指定旧供給地点小売供給開始	指定旧供給地点	以下「旧施行規則」とい う。第七條 電氣事業法等の一部を改 正する等の法律（平成二 十七年法律第四十七号。 以下「改正法」という。 ）附則第二十八条第四項 の規定によりなおその効力 を有するものとして読み替 えて適用される改正法第五 条の規定による改正前の法 （以下「法」という。）

第八十一条第 八号				第八十一条第 三号	第八十一条第 三号、第六号 及び第七号	第八十一条	第八十一条の 見出し	
法	及び	供給地点群	事業に	事業の	事業譲渡譲 受認可申請 書	事業	項	準用する法 第七條第四
改正法第五條の規定による 改正前のガス事業法	及び供給地点群ごとに	供給地点群（当該指定旧供 給地点小売供給に係る供給 地点の総体をいう。以下同 じ。）	指定旧供給地点小売供給 に	指定旧供給地点小売供給 の	指定旧供給地点小売供給 譲渡譲受認可申請書	指定旧供給地点小売供給		

第八十二条の二の見出し	第八十二条第七号	第八十二条第六号	第八十二条第三号	第八十二条第三号及び第五号	第八十二条	第八十二条	第七十四条第二項第十号又は第十一号	旧施行規則第七十四条第二項第十号又は第十一号
第十五条の地位	簡易ガス事業	法	事業に	事業の	合併認可申請書	分割認可申請書	指定旧供給地点小売供給合併認可申請書	指定旧供給地点小売供給分割認可申請書
法第三十七条の七第一項	旧簡易ガスみなしガス小売事業者の地位	指定旧供給地点小売供給	改正法第五条の規定による改正前のガス事業法	指定旧供給地点小売供給に	指定旧供給地点小売供給の	指定旧供給地点小売供給の	指定旧供給地点小売供給の	指定旧供給地点小売供給の

第八十三条第	号 第八十三条第 二号及び第三	第八十三条		第八十三条の 見出し	二	
事業に	事業の	次の書類	事業休止（ 廃止）許可 申請書	事業	に準用する	規定は、法 第三十七条 の七第一項
指定旧供給区域等小売供給	の 指定旧供給区域等小売供給	次の書類（指定旧供給地点 小売供給の全部を休止し、 又は廃止する場合は、第一 号の書類に限る。）	指定旧供給地点小売供給休 止（廃止）許可申請書	指定旧供給地点小売供給	は、様式第十の二の指定旧 供給地点小売供給承継届出 書に指定旧供給地点小売供 給の相続があつたことを証 する書類を添えて提出しな ければならない	

二 号	第 八 十 四 条	第 八 十 六 条 の 二				第 八 十 六 条 の 二 第 一 号	第 八 十 六 条 の 二 第 四 号
	第 十 七 条	法 第 三 十 七 条 の 七 第 一 項 に お い て 準 用 す る 法 第 十 七 条 第 一 項	供 給 約 款	同 条 第 四 項	供 給 約 款	法 第 三 十 七 条 の 七 第 一 項 に お い て 準 用 す る 法 第 八 条 第 一 項	
に	旧 施 行 規 則 第 十 七 条	改 正 法 附 則 第 三 十 条 第 一 項	指 定 旧 供 給 地 点 小 売 供 給 約 款	法 第 三 十 七 条 の 七 第 一 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 十 七 条 第 四 項	指 定 旧 供 給 地 点 小 売 供 給 約 款	改 正 法 附 則 第 二 十 九 条 第 一 項	

			第八十六條の 第二十号	第八十六條の 三	第八十六條の 三第二号	第八十六條の 三第三号
供給地点	供給約款	供給約款	供給約款	供給約款	供給約款	第八十五條 第二号
指定旧供給地点	指定旧供給地点小売供給約 款	指定旧供給地点小売供給約 款	指定旧供給地点小売供給約 款	指定旧供給地点小売供給約 款	指定旧供給地点小売供給約 款	電氣事業法等の一部を改正 する等の法律の施行に伴う 経過措置に関する省令（平 成二十九年経済産業省令第 号。以下「経過措置 省令」という。）第十二条 第二号
次に掲げる書類 イ 旧簡易ガスみなしガ ス小売事業者指定旧供 給地点小売供給約款料 金算定規則（平成二十 九年経済産業省令第 号。以下「旧簡易 ガス料金算定規則」と						

第八十六条の 三第五号		第八十六条の 三第四号	
簡易ガス事 第三号	第八十五条 第三号	簡易ガス料 金算定規則 第十七条に 規定する書 類	第八十五条 第二号
指定旧供給地点小売供給 号	経過措置省令第十二条第三 号	旧簡易ガス料金算定規則に 基づき作成した同令様式第 二第四表、様式第四及び同 令第十六条第一項に規定す る現行供給約款料金の算定 時の提出書類	経過措置省令第十二条第二 号 いう。）第十三条第一 項に規定する事業者にあ つては同令に基づき 作成した同令様式第三 第一表及び様式第二第 四表の書類 ロ 旧簡易ガス料金算定 規則第十四条第一項に 規定する事業者にあつ ては同令に基づき作成 した同令様式第一、様 式第二及び様式第三第 二表の書類

第八十七條の 見出し	第八十六條の 三の三 第四号		第八十六條の 三の三 第二号	第八十六條の 三の三 第二号	第八十六條の 三の三	三の二
供給約款等	第八十五條 第三号	簡易ガス料 金算定規則 第十七條に 規定する書 類	第八十五條 第二号	供給約款	供給約款	業 供給約款
款 指定旧供給地点小売供給約	号 経過措置省令第十二條第三	旧簡易ガス料金算定規則に 基づき作成した同令様式第 二第四表、様式第四及び同 令第十六條第一項に規定す る現行供給約款料金の算定 時の提出書類	号 経過措置省令第十二條第二	款 指定旧供給地点小売供給約	款 指定旧供給地点小売供給約	款 指定旧供給地点小売供給約

第八十七条第一号	第八十七条第二号	第二百二十一条
供給約款又は選択約款	第八十五条第二号から第四号まで又は第八十六条の四第一項第四号から第六号まで	第十九条、第十九条の三、第十九条の三の三、第十九条の三の四、第十九条の五、第二十条、第二十一条の二、第二十二条の四、第二十二條の六、第二十三條第二項、第八十六条
指定旧供給地点小売供給約款	経過措置省令第十二条第二号から第四号まで	八十六条の三、第八十六条の三の三及び第八十七条

様式第四十六	様式第十四の二	様式第十四の二	様式第十の二	様式第十	様式第九	様式第四	
事業譲渡譲 受認可申請	供給約款変 更届出書	供給約款変 更届出書	許可事業承 継届出書	分割認可申 請書	合併認可申 請書	事業開始届 出書	、第八十六 条の三、第 八十六条の 三の三、第 八十六条の 五及び第八 十七条
指定旧供給地点小売供給譲 渡譲受認可申請書	指定旧供給地点小売供給約 款変更届出書	指定旧供給地点小売供給約 款変更届出書	指定旧供給地点小売供給承 継届出書	指定旧供給地点小売供給分 割認可申請書	指定旧供給地点小売供給合 併認可申請書	指定旧供給地点小売供給開 始届出書	

様式第四十七	
事業休止（ 廃止）許可 申請書	書
指定旧供給地点小売供給休 止（廃止）許可申請書	